

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県教育委員会
福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則 一
- 福島県自然の家条例施行規則を廃止する規則 一
- 福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県会津自然の家に係る施行期日を定める規則 二
- 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県公安委員会
○ 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 四

福島県教育委員会

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文科科学省告示第一号。以下「指針」という。）に基づき、福

島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する県立学校に勤務する職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）が正規の勤務時間（福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年福島県条例第七十号）第七条第一項に規定する勤務時間をいう。次条において同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するため必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第二条 教育委員会は、その所管に属する県立学校の教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第十条第一項に規定する代休日という。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月について四十五時間
 - 二 一年について三百六十時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月について百時間未満
 - 二 一年について七百二十時間
 - 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間
 - 四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月
- 3 前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(職 員 課)

福島県自然の家条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県自然の家条例施行規則を廃止する規則
福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則（平成二十三年福島県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県自然の家条例施行規則

第一条第一項中「福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家」を「福島県自然の家」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に福島県自然の家条例施行規則を廃止する規則（令和三年福島県教育委員会規則第四号。）による廃止前の福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号。以下「廃止前の規則」という。）第二条第一項の規定により行われている福島県会津自然の家に係る自然の家使用許可申請書の提出は、第二条に規定する手続の過程における当該自然の家使用許可申請書の提出に相当する行為とみなす。

3 この規則の施行の際、現に廃止前の規則第二条第二項の規定により交付されている福島県会津自然の家に係る自然の家使用許可書は、第二条に規定する手続によりなされた福島県会津自然の家の使用の承認を証する書面とみなす。

（社会教育課）

福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県会津自然の家に係る施行期日を定める規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第六号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県会津自然の家に係る

行期日を定める規則

福島県自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第三十四号）の福島県会津自然の家に係る施行期日は、令和三年四月一日とする。

（社会教育課）

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の通学区区域に関する規則（昭和二十五年福島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中 「喜多方高等学校」

を「喜多方高等学校」に改め、同表8の項中「小名浜高等学校」を「小名浜海星高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行し、改正後の福島県立高等学校の通学区区域に関する規則別表4の項及び8の項の規定は、令和三年度入学の生徒から適用する。

（高校教育課）

福島県立高等学校の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立高等学校の規則の一部を改正する規則

福島県立高等学校の規則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立福島高等学校の項中「八八〇人」を「八四〇人」に改め、同表福島県立福島工業高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立福島西高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立福島東高等学校の項中「八〇〇人」を「七六〇人」に改め、同表福島県立福島南高等学校の項中「一六〇人」を「一二〇人」に改め、同表福島県立川俣高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中

情報会計科	二四〇人	を	情報会計科	二〇〇人
-------	------	---	-------	------

に改め、同表福島県立安積高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、

同表福島県立郡山東高等学校の項中「八四〇人」を「八〇〇人」に改め、同表福島県立郡山高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立あさか開成高等学校の項中「六〇〇人」を「五六〇人」に改め、同表福島県立清陵情報高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立白河旭高等学校の項中「五二〇人」を「四八〇人」に改め、同表福島県立田村高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改め、同表福島県立小野高等学校の項中「三六〇人」を「三二〇人」に改め、同表福島県立葵高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立会津学鳳高等学校の項中「七二〇人」を「六八〇人」に改め、同表福島県立会津工業高等学校の項

電気科
一一〇人

電気科	八〇人
電気情報科	四〇人

報技術科
一一〇人

情報技術科
八〇人

立喜多方高等学校の項中

全日制
普通科
四八〇人

全日制	普
単位制	普

通科	四八〇人
通科	二〇〇人

に改め、同表福島県立喜多方東高等学校の項を削り、同表

福島県立喜多方桐桜高等学校の項中

エリアマネジ メント科	四〇人
情報システ ム科	四〇人
経営マネジ メント科	八〇人

経営マネ メント科

に改め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中「八〇人」を「四〇

人」に改め、同表福島県立大沼高等学校の項中「二八〇人」を「二四〇人」に改め、同表福島県立只見高等学校の項中「一八〇人」を「一五〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「七六〇人」を「七二〇人」に改め、同表福島県立平工業高等学

情報システ ム科
二四〇人

情報システ ム科
二〇〇人

校の項中「二六〇人」を「二二〇人」に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中

福島県立小名浜海星高等学校								全日制
								普通科
商業科	海洋科	情報通信科	食品システ ム科	海洋工学科	海洋科	無線通信科	機関科	二二〇人
二二〇人	一〇〇人	一〇〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人	二二〇人
								いわき市

別表第一福島県立勿来工業高等学校の項中

電子科
一一〇人

を

電子科

八〇人

に改め、同表福島県立小高産業技術高等学校の項中「二

四〇人」を「二〇〇人」に改める。

別表第二福島県立安積高等学校御館校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立修明高等学校鮫川校の項中「八〇人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県公安委員会

遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月12日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

福島県公安委員会規則第1号

遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則(平成4年福島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊦」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「㊦」を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊦」を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

(福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年福島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

様式第6号(表)中「㊦」を削る。

様式第7号中「㊦」を削る。

様式第8号中「㊦」を削る。

様式第9号から様式第12号まで、様式第13号(表)、様式第14号及び様式第15号中「㊦」を削る。

様式第16号(表)中「㊦」を削る。

様式第17号中「㊦」を削る。

(福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条

例施行規則の一部改正)

第3条 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号中「㊤」を削る。

（福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部改正）

第4条 福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則（平成18年福島県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊤」を削る。

（福島県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第5条 福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

（示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則（平成29年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則、福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則、福島県暴力団排除条例施行規則及び示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則（以下これらを「改正前の規則等」という。）に規定する様式については、この規則による改正後の遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則、福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則、福島県暴力団排除条例施行規則及び示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例施行規則（以下これらを「改正後の規則等」という。）に規定する様式にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面は、それぞれ改正後の規則等に基づき提出、通知又は作成されている届出書等の書面とみなす。

（警 務 課）